

扶桑町監査公表第4号

随時（財産管理）監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年10月10日

扶桑町監査委員 會 津 至 人

扶桑町監査委員 和 田 佳 活

1. 監査の対象

扶桑町立山名小学校

2. 監査実施日

令和6年10月9日（水）

3. 監査の方法等

扶桑町行政財産のうち上記施設について、施設が適切に管理されているかを、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出に加え、関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

4. 施設の概要等

扶桑町立山名小学校

所在地 扶桑町大字南山名字山神浦152番地

概 要 土地13,963.45㎡

建物5,090.73㎡

5. 監査の結果及び意見

監査の結果、山名小学校は良好に管理されており、指摘する事項は認められなかった。